

古河市公共施設景観形成指針

平成 26 年 3 月
古河市

もくじ

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 公共施設景観形成指針の目的..... | 1 |
| 2 | 公共施設景観形成指針の位置づけ..... | 1 |
| 3 | 基本指針 | 2 |
| 4 | 施設別指針 | 4 |

1 公共施設景観形成指針の目的

道路、橋梁、公園・緑地、河川、公共建築物などの公共施設は、古河市における重要な社会基盤であると同時に、古河市の歴史的風土ならびに景観の基盤であるといえます。

古河市の豊かな田園地帯、広大な水辺に囲まれた歴史ある地域性を生かした良好な景観の形成を進めるためには、より質の高い公共施設や公共建築物の整備を行い、行政が景観づくりの先導的役割を果たしていくことが求められます。

古河市景観計画に掲げる景観づくりのテーマ「人・歴史・自然の共演 ふるさと古河の景観舞台づくり」を、市民、事業者、行政が連携し、協働で進めるとともに、公共事業等の実施に携わる実務担当者が、古河市らしい良好な景観づくりに対する共通認識を持って、計画・施工・維持管理の各工程を円滑に推進するため、公共事業等に係る景観形成のための指針として「古河市公共施設景観形成指針」を策定するものです。

2 公共施設景観形成指針の位置づけ

古河市公共施設景観形成指針は、古河市景観条例第8条第1項の規定に基づき、公共事業の実施にあたっての良好な景観形成を図るための指針を定めるものです。

古河市景観条例 ー抜粋ー

(公共施設景観形成指針の策定)

第8条 市は、公共事業に係る良好な景観づくりのための指針(以下「公共施設景観形成指針」という。)を策定するものとする。

3 基本指針

各種公共施設整備を実施する際において、配慮すべき基本的な事項を以下のように定めます。

1. 公共施設共通の基本指針

地域の特性を生かした魅力ある街並みを形成するために、公共施設の整備にあたっては、できる限り景観に配慮するものとします。

2. 施設別の基本指針

(1) 道路

道路は、人々の往来や物の流通を支える最も基本的な施設であるとともに、移動しながら連続して眺める視点の場として、また、地域の空間を構成する軸の役割を持っています。

本市の景観上の骨格として重要な役割を果たしていることから、周辺環境との調和に配慮した道路づくりを進めていくこととします。

(2) 橋梁

橋梁は、河川を眺める良好な景観を望む視点場となっているほか、構造体そのものの河川などの自然景観と一体となって景観上のアクセントになることも多く、地域の景観を象徴する重要な要素です。

そのため、道路との連続性や周辺環境との調和に配慮した、地域のシンボルとして景観形成に取り組んでいくこととします。

(3) 公園・緑地

公園・緑地は、市民の憩いと安らぎの場であるとともに、スポーツ・レクリエーションの活動の場としても利用され、親しまれているとともに、地域の景観価値を高める要素となっています。

そのため、周辺環境との調和に配慮しながら、開放感や潤いのある空間構成となるよう進めていくこととします。

(4) 河川

河川は、周辺と一体となった眺望を提供する場となっているとともに、市民の散策や憩いの場として親しまれるなど、潤いのある空間を市民に提供し、それ自体が自然的な景観要素を構成する重要な要素となっています。

そのため、河川の整備においては、できる限り自然に近い形態となるよう配慮するとともに、周辺環境との調和した河川づくりをめざすこととします。

(5) 公共建築物

公共建築物は、地域住民の生活と深い関わりを持つとともに、街並みに及ぼす影響は大きく、地域のシンボリック的存在となる景観要素です。

そのため、公共建築物の整備においては、地域の景観を形成する上で先導的な役割を果たすことを考慮し、市民が快適で親しみやすい施設となるよう、周辺環境との調和に配慮した公共建築物づくりを行っていくこととします。

3 施設別指針

本項目は、基本指針に基づき、「道路」「橋梁」「公園・緑地」「河川」「公共建築物」の各施設別に、景観形成上配慮の必要な事項を示したものです。

公共設備の整備にあたっては、これらの具体的な配慮事項に留意しつつ、専門家や地域住民等の意見を参考にしながら、柔軟に対応して景観づくりを進めていくこととします。

1. 道路

基本指針に基づき、道路を整備する際の具体的な景観形成上の配慮要素、配慮事項については以下の通りとします。

| 項目 | 細項目 |
|-------|--------------|
| 1. 道路 | (1) 道路の選定 |
| | (2) 高架線及び歩道橋 |
| | (3) 交差点 |
| | (4) 歩道及び自転車道 |
| | (5) 街路樹 |
| | (6) 照明施設 |
| | (7) 安全施設 |
| | (8) その他 |

(1) 道路の選定

道路自体が良好な景観資源となるよう、種々の制約条件や土地利用、地域の将来動向等を十分把握し周辺の景観と調和するよう努める。



▲四季の径 俯瞰

(2) 高架線及び歩道橋

形態，意匠，素材及び色彩は，周辺の景観と調和するように努めるとともに，地域の特性に配慮する。

(3) 交差点

交差点に設置される信号，照明施設，標識等の形態，意匠，素材及び色彩については，周辺の景観と調和するよう努めるとともに，地域の特性または統一性に配慮する。

また，照明施設や案内標識等は交通安全上支障のない範囲で整理統合を図るなど，周辺景観への影響を緩和するよう配慮する。



▲日光街道 二丁目交差点

(4) 歩道及び自転車道

舗装等の形態，意匠，素材及び色彩については，周辺の景観と調和するよう努める。

潤いのある空間となるよう，歩道にベンチ，モニュメント等を設置する場合は周辺の景観との調和に努め，地域の特性または統一性に配慮する。



▲市内街路樹

(5) 街路樹

沿道の余裕地には，できる限り連続した植樹帯を設けるなど，潤いのある空間の創出に努める。

植栽にあたっての樹種の選定や配置については，成長後の景観も考慮する。



▲けやき平

(6) 照明施設

照明施設の形態，意匠，素材及び色彩については周辺施設との調和に配慮する。

(7) 安全施設

安全施設の色彩は，道路状況により安全上支障がない範囲で，周辺環境との調和に配慮する。

宿場の名残など歴史のある通りでは，通りのイメージに配慮する。

主要な幹線道路の安全施設は都市らしい洗練された形態，意匠，素材及び色彩に配慮する。



▲横山町通り

(8) その他

主要な幹線道路などにおいて，特に景観上の配慮が必要な場所については，無電柱化を検討する。

2. 橋梁

基本指針に基づき、橋梁を整備する際の具体的な景観形成上の配慮要素、配慮事項については以下の通りとします。

| 項目 | 細項目 |
|-------|----------|
| 2. 橋梁 | (1) 構造体 |
| | (2) 照明施設 |
| | (3) 安全施設 |

(1) 構造体

眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁の構造や意匠、素材及び色彩については、周辺景観との調和に努める。また、橋梁付属物（舗装、排水施設など）は、橋梁本体とバランスのとれたものとし、周辺景観との調和に努める。



▲遊水地の眺めと新三国橋

(2) 照明施設

照明施設の形態や意匠、素材及び色彩については、橋梁本体とバランスのとれたものとし、周辺景観との調和に努める。

(3) 安全施設

安全施設の形態や意匠、素材及び色彩については、橋梁本体とバランスのとれたものとし、周辺景観との調和に努める。



▲市街地遠望

3. 公園・緑地

基本指針に基づき、公園を整備する際の具体的な景観形成上の配慮要素、配慮事項については以下の通りとします。

| 項目 | 細項目 |
|----------|----------|
| 3. 公園・緑地 | (1) 樹木 |
| | (2) 境界部 |
| | (3) 路面 |
| | (4) 付帯施設 |

(1) 樹木

できる限り既存の樹木の保全、活用に努めるとともに、歩行者等が四季の変化を感じられるよう樹木の配置や樹種の構成等について工夫するなど、緑豊かで、潤いのある景観を創出するよう配慮する。



▲古河総合公園

(2) 境界部

開放感や潤いを与える空間を創出するため、擁壁、フェンス等を設置する場合は、周辺の景観とのバランスや緑のつながりを考慮しながら、前面に植栽帯を設けるなど、出来る限り目立たないよう工夫する。

(3) 路面

路面材は、出来る限り自然素材の活用に努め、周辺環境との調和に配慮する。



▲ネーブルパーク

(4) 付帯施設

形態、意匠、素材及び色彩については、周辺景観との調和に配慮する。

4. 河川

基本指針に基づき、河川を整備する際の具体的な景観形成上の配慮要素、配慮事項については以下の通りとします。

| 項目 | 細項目 |
|------|----------|
| 4 河川 | (1) 護岸 |
| | (2) 堤防 |
| | (3) 安全施設 |

(1) 護岸

護岸の構造及び形態は、周辺の環境や生態系を考慮しながら、自然豊かな河川景観との調和に配慮する。



▲利根渡良瀬合流地点

(2) 堤防

堤防の法面などは、治水・利水機能上支障のない範囲で、緑化や親水性の確保に努め、周辺の景観要素と調和に配慮する。

(3) 安全施設

河川管理上必要な安全施設については、施設の機能に支障を及ぼさない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺景観との調和に配慮する。



▲利根川橋よりの眺め

5. 公共建築物

基本指針に基づき、公共建築物を整備する際の具体的な景観形成上の配慮要素、配慮事項については以下の通りとします。

| 項目 | 細項目 |
|----------|-----------|
| 5. 公共建築物 | (1) 建築物 |
| | (2) 建築設備 |
| | (3) 外構 |
| | (4) 付帯施設 |
| | (5) 屋外広告物 |

(1) 建築物

配置については、歩行者が安全に通行でき快適な歩行空間となるよう、壁面後退等により、圧迫感の軽減に努め、ゆとりある空間を創出する。

外観については、道路からの圧迫感を軽減するために、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮する。

色彩については、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物や樹木などとの調和に配慮する。



▲古河庁舎 櫛広場

(2) 建築設備

給排水管などの設備類及び屋外施設などについては、表から見えない場所に配置したり、建物本体との調和に配慮したデザインとするなど、できる限り目立たないよう工夫する。



▲古河歴史博物館と泉石通り

(3) 外構

垣，柵，塀，門等の外構については，周辺の景観に配慮するとともに，建築物本体との調和を図るよう工夫に努める。

道路境界は，生垣等の緑化とするなど，できる限り道路空間との連続性に配慮する。

また，フェンスや擁壁等を設置する場合は，デザインや素材を工夫し前面に植栽を設けて目立たないように配慮する。

自然的または歴史的特性を有する地域では，開放的なゆとりある緑豊かな空間の創出に配慮する。



▲コミュニティセンター出城

(4) 付帯施設

駐車場は，駐車部分を緑化するなど，潤いのある景観の創出に配慮する。

屋外階段は，表から見えない場所に配置したり，建築物本体との調和に配慮したデザインとするなど目立たないように配慮する。

設備類やごみ置場等は，建物内に取り込んだりするなど，位置や形状について目立たないような工夫に努める。

(5) 屋外広告物

表示面積，掲出数は必要最小限とし，建築物本体との調和に配慮したものとする。

